

## 錦江町農業委員会6月総会議事録

○ 開催日時 平成27年6月19日(金) 午後3時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(20人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	東郷 輝昭
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、新任委員あいさつ

5、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 農業委員会議席の指定について

第3 農業委員の担当地区の変更について

第4 会務報告について

第5 附議事項

議案第12号 農地法第3条許可申請について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第15号 非農地証明願いについて

議 長	<p>只今より平成27年6月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に5番 平原委員と6番 東郷委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、農業委員会議席の指定についてを議題とします。</p> <p>山中委員の議席を、16番としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、山中委員の議席は16番と決定しました。</p>
議 長	<p>次に、農業委員の担当地区の変更についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。お手元の方に担当地区割り案を配布してございますが、山中委員の選任に伴いまして、黒瀬委員の担当地区でありました、大尾、落河、才原、岩元自治会を牧原委員の担当地区に、牧原委員の担当地区となっていました、鳥浜、神川城自治会を山中委員の担当地区とする案でございます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から農業委員の担当地区の変更(案)について説明がございましたが、皆様からのご意見はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>意見が無いようでありますので、案とおり担当地区を変更することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、案のとおり担当地区を変更することに決定しました。</p>

議 長	次に、会務報告についてを議題とします。 事務局から報告と説明をお願いいたします。
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	無いようですので、以上で会務報告を終わります。 それでは附議事項に入ります。
議 長	議案第12号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第12号について説明いたします。 受付番号3号の譲渡人は、M・Sさん、A在住の方です。 申請地は、田代麓字大浦地4, 623番、地目は田、地積は864㎡、次が田代麓字大浦地4, 624番、地目は田、地積は609㎡、次が田代麓字大浦地4, 627番、地目は田、地積は953㎡、次が田代麓字大浦地4, 629番、地目は田、地積は942㎡、次が田代麓字大浦地4, 637番、地目は田、地積は504㎡、次が田代麓字大浦地4, 639番1、地目は田、地積は360㎡、次が、代麓字大浦地4, 650番1、地目は田、地積は519㎡、次が田代麓字中野4, 858番1、地目は畑、地積は4,099㎡で、8筆の合計は8,850㎡となっています。 一方、譲受人はS・Mさん、H・O自治会在住の方です。 この申請は売買による所有権移転となっています。 S・Mさんの経営状況は、世帯員4名、労働力4名、自作地10,265㎡、小作地25,602㎡で、お茶、水稻を主体とした経営をされています。 農業機械の所有状況は、トラック4台、摘採機3台、トラクター・コンバイン・防除機各1台となっています。 この件の担当調査員は、6番 東郷委員です。以上です。
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、6番 東郷委員お願いいたします。
6番 東郷委員	報告いたします。これはMさんとなっていますが、Kさんというところの土地なんです、親も亡くなって、兄弟の後継者が亡くなって、後は女の人ばかり残

	<p>って、もう誰も引き継ぐ人が居ないということで売買になりました。S・MさんはO地区で大々的にお茶経営をされておりまして、色んな所も管理が良く徹底されておりまして、何ら問題も無いと思います。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
10番 平原委員	<p>金額は。</p>
6番 東郷委員	<p>田んぼと茶畑と住宅、宅地、山林、全部まとめてですので、色々と話もしましたけれども、畑が幾らとか家が幾らとか、そういうのは無いということでした。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第12号を採決します。 お諮りします。 議案第12号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第12号 農地法第3条許可申請については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に「議案第13号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案13号について説明いたします。 受付番号3号の譲渡人は、S・Tさん、T自治会在住の方です。 申請地は、1件目が神川字東上ノ迫1，280番2、地目は畑、地積は4,039㎡、次が神川字東上ノ迫1，280番3、地目は畑、地積は435㎡、次が神川字東上ノ迫1，280番4、地目は畑、地積は2,371㎡、次が神川字東上ノ迫1，281番2、地目は畑、地積は4,694㎡で、4筆の合計は、11,</p>

	<p>539㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人は有限会社A・Sさん、F自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>A・Sさんの経営状況は、農業従事者1名、雇用が2名、自作地16,983㎡で、茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、摘採機、防除機、トラック各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、10番 牧原委員です。</p> <p>次の受付番号4号の譲渡人は、M・Hさん、R自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、1件目が神川字印堂作2,740番、地目は田、地積は307㎡、次が神川字井手ノ河3,024番1、地目は田、地積は637㎡、次が、神川字松尾5,883番2、地目は畑、地積は1,306㎡、次が神川字松尾5,897番1、地目は畑、地積は3,331㎡で、4筆の合計は5,581㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はK・Hさん、K・K自治会在住の方です。</p> <p>K・Hさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、自作地14,506㎡、小作地18,537㎡、貸付地5,716㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター3台、タイヤショベル、ボブキャット、ロールベイラー、コンバイン、2tダンプ各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、13番 徳永委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号3号について、10番 牧原委員お願いいたします。</p>
<p>10番 牧原委員</p>	<p>報告します。S・Tさんですが、皆さんも良く知っていらっしゃるYにお勤めをされております。このYの奥さんが代表であられるA・S、農業生産法人になっておりまして、お茶を主体にやっております。そこでSさんとAさんとの売買ということで、3月あっせんに挙がって来たものですが、あっせん成立ということでございます。総額で500万円ということで、場所としてはT団地のI製茶のちょうど裏の方になります。両方とも納得ということで〇〇万円で契約をしております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号4号について、13番 徳永委員お願いいたします。</p>

13番 徳永委員	<p>この物件は先月のあっせん申出のあった土地です。地権者のMさんの実家の隣がK・Hさんということで、Kさんでどうかということで、Kさんと色々と話をしまして合意した物件です。K・Hさんはご存じのとおり肉用牛を約80頭ぐらい経営する認定農業者ですが、自分の持っている土地の管理もしっかりされていますし、意欲もありますので、この物件問題は無いというふうに考えております。</p> <p>尚、売買金額の方につきましては、この4筆合計で〇〇万円ということで合意しております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第13号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第13号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第13号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に「議案第14号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は15筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を2回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第14号のうち、受付番号69号から82号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局

それでは、議案第14号のうち、受付番号69号から82号までを説明いたします。

まず、受付番号69号から71号までの貸し人はS・Oさん、S自治会在住の方です。

申請地は69号が神川字西道原二4, 057番、地目は畑、地積は1,937㎡、70号が神川字西道原8, 293番、地目は畑、地積は429㎡、71号が神川字二子塚8, 135番、地目は畑、地積は968㎡で、3筆の合計は3,334㎡となっています。

貸付期間は平成27年6月20日から平成31年12月14日までで、小作料金は69号が10,000円、70号が4,000円、71号が7,000円となっています。

借り人はO・Nさん、K市在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、雇用が5名、小作地40,623㎡で、しきみを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、草刈り機3台、軽トラック2台、モア・動噴各1台となっています。

この件の担当調査員は、4番 水流委員です。

次の受付番号72号、73号の貸し人はN・Mさん、K・K自治会在住の方です。

申請地は72号が神川字曲迫4, 921番1、地目は畑、地積は2,382㎡、73号が神川字辻ノ下4, 943番、地目は畑、地積は2,082㎡で、2筆の合計は4,464㎡となっています。

貸付期間は平成27年6月20日から平成32年12月14日までで、小作料金は全部で30,000円となっています。

借り人は、69号からと同じO・Nさんです。

次の受付番号74号の貸し人はK・Iさん、O府在住の方です。

申請地は神川字木場下2, 918番1、地目は田、地積は621㎡となっています。

貸付期間は平成27年6月20日から平成30年12月14日までで、小作料金は3,000円となっています。

借り人はO・Kさん、K・K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、自作地6,747㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック各1台となっています。

受付番号72号から74号までの担当調査員は、13番 徳永委員です。



次の受付番号75号の貸し人はN・Kさん、N自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字中村上原5, 543番1、地目は畑、地積は4, 711㎡のうち2, 411㎡となっています。

貸付期間は平成27年7月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は15, 000円となっています。

借り人はH・Mさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者1名、自作地1, 307㎡、小作地4, 347㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、コンバイン、田植機、管理機、動噴各1台となっています。

次の受付番号76号の貸し人はN・Kさん、N自治会在住の方です。

申請地は田代麓字中村上原5, 543番1、地目は畑、地積は4, 711㎡のうち2, 300㎡となっています。

貸付期間は平成27年7月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は15, 000円となっています。

借り人はO・Kさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者1名、小作地1, 494㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、コンバイン、田植機、管理機、軽トラック各1台となっています。

受付番号75号、76号の担当調査員は、18番 樋渡委員です。

次の受付番号77号、78号の貸し人はN・Mさん、F自治会在住の方です。

申請地は77号が、城元字大田中1, 132番1、地目は田、地積は1, 030㎡、78号が城元字杉ノ原1, 058番1、地目は田、地積は882㎡で、2筆の合計は1, 912㎡となっています。

貸付期間は平成27年7月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は全部で米400kgとなっています。

借り人は、M・Tさん、R自治会在住の方です。

経営状況は世帯員7名、従事者2名、雇用が6名で70日、自作地19, 002㎡、小作地13, 012㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、管理機5台、田植機、軽トラック、動噴各1台となっています。

次の受付番号79号、80号の貸し人はM・Yさん、N自治会在住の方です。

申請地は79号が城元字間門前1, 188番1、地目は田、地積は356㎡、

	<p>80号が城元字間門前1, 191番、地目は田、地積は1,000㎡で、2筆の合計は1,356㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年7月1日から平成32年12月14日までで、小作料金は全部で50,000円となっています。</p> <p>借り人はN・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員3名、従事者2名、自作地、小作地ともにありません。農業従事日数は300日で、農業機械は、親との使用貸借となっています。</p> <p>次の受付番号81号、82号の貸し人はO・Kさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は81号が馬場字八木田530番1、地目は田、地積は1,147㎡、82号が馬場字八木田530番2、地目は田、地積は73㎡で、2筆の合計は1,220㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年6月20日から平成32年12月14日までで、小作料金は全部で米250kgとなっています。</p> <p>借り人はT・Hさん、S自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員6名、従事者2名、自作地、小作地ともにありません。農業従事日数は300日で、農業機械は、親との使用貸借となっています。受付番号77号から82号までの担当調査員は、17番 鳥越委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号69号から71号までを、4番 水流委員お願いいたします。</p>
<p>4番 水流委員</p>	<p>説明いたします。受付番号69号から71号、この圃場はうちの近くの方が借りていて、手が回らないから返すということで、Oさんが今度しきみの苗をやりたいということで相談がありました。S・Oさんの方もちょっと病気がちで耕作が出来ないので貸しても良いですよということで。又、Oさんの方も契約している分に関しては圃場の方も綺麗にしているので、何ら問題は無いと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号72号から74号までを、13番 徳永委員お願いいたします。</p>
<p>13番 徳永委員</p>	<p>今、T委員の方からもありましたが、Oさんの方から苗木の栽培をする土地の照会がありまして、その内の2つの物件を紹介したところですが、Nさんのこの2つの土地は、口頭契約で牛の飼料を作っていた所ですが、2つとも口頭での合意契約が出来まして、改めてOさんに農業委員会を通じて貸すという話が成立した</p>

	<p>物件です。Oさんの方は昨年来、問題となっていた色んなしきみの場所を綺麗に整備されて、現在も整備されていますので、何ら問題は無いというふうに考えております。</p> <p>この74番の土地は去年の9月にあっせん申し出があった場所です。この土地は1筆で621㎡となっておりますが、現地は上下2段になっておりまして、一区域当たりが狭いということと、湿田であるということから、借り手をいくら探しても狭い、湿田であるという悪条件で、中々借り手が見つからなかった場所です。で、Oさんの方に話をしまして、とりあえず湿田ではあるけれども何とか露地野菜でも作ってみようかということで試験的に3年と。尚且つ、場所が悪いので相場の賃貸契約額よりも安くしてくれないかということの条件が付きまして、地権者のKさんと話をしたところ、じゃあそれで良いでしょうということでこの金額。尚且つ、試験的に3年という内容で契約したところ。Oさんは家族4人、お父さん、お母さん、含めて4人で色々とお作っておられます。自分の持っておられる田んぼ、畑も4人で綺麗に管理されておりますので、何ら問題は無いというふうに考えております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号75号、76号についてを、18番 樋渡委員お願いいたします。</p>
18番 樋渡委員	<p>報告いたします。75番、76番のN・Kさんですが、この方は大農家だったんですが、今は体力も年と共に落ちて農業を縮小される方です。75番はH・Mさんが借りることになったんですが、水稻、露地野菜を作って、その機械等も揃っておりますので、それと農地もちゃんと管理されております。何ら問題は無いかと思えます。</p> <p>76番のO・Kさんですが、この方は自動車販売、修理等を主に経営されている方なんですが、数年前からカボチャとか水稻とか、農業にも力を入れて見たいということで最近熱心にやっておられる方です。そして面積の割には機械等も良く揃えております。今までの圃場も良く管理されておりますので、何ら問題は無いかと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号77号から82号までを、17番 鳥越委員お願いいたします。</p>
17番 鳥越委員	<p>報告します。N・Mさんのこの土地は郵便局の隣でございます。ここは元々M・Mさんが利用権を結んでいた土地でしたけれども、Mさんが規模縮小をしたいということで、隣接するM・Tさんが借りるように話がされていて、この間行って合意解約と新規で結んだ契約です。M・Tさんはスナップ、ジャガイモ、プロ</p>

	<p>ッコリー等を作り、畑も綺麗にされており何ら問題は無いかと思えます。</p> <p>次のM・Yさんですけれども、このM・Y君というのは、去年私のところで、去年の4月から今年の6月までピーマンの研修をしております。その中で、認定新規就農ということで、元々お母さんが農業をされている訳ですけれども、新規で別な経営をするということで、ここを借りたいということで契約をしたところです。この5万円に関しましては、これはハウスでございます。</p> <p>次のT・Hさんですけれども、この子も後継者として帰ってきた訳ですけれども、元々農協に勤めていて、去年帰ってきてお父さんの加勢をされていましたが、この子も認定新規就農ということで、新たに自分で経営をするということで、土地を借りたいということで契約を結んであります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありました。質疑はありますか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第14号のうち、受付番号69号から82号までを採決します。お諮りします。</p> <p>議案第14号のうち、受付番号69号から82号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第14号のうち、受付番号69号から82号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、13番 徳永委員の退席を求めます。</p> <p>(徳永委員退席)</p>
議 長	<p>次に議案第14号のうち、受付番号83号についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第14号のうち、受付番号83号について説明いたします。</p> <p>受付番号83号の貸し人はT・Tさん、K・N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字坂ノ上4, 794番1、地目は畑、地積は886㎡となっております。</p>

	<p>貸付期間は平成27年6月20日から平成30年12月14日までで、小作料金は6,000円となっています。</p> <p>借り人は、受付番号69号から73号までと同じ、O・Nさんです。</p> <p>この件の担当調査員は、4番 水流委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、4番 水流委員お願いいたします。</p>
4番 水流委員	<p>報告いたします。受付番号83番ですが、この圃場は私が耕作している畑の隣で、Tさんの方もちょっと手が回らないということで、O・Nさんが今度しきみの苗をやりたいということで借りた物件です。最初の方で出てきたとおりのO・Nさんも頑張っているようですので、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
19番 鈴 委員	<p>Oさんはしきみの人でしょう。前ののを引き継いだ形になっているんだけど、前の小作料が入らなかったとか言っていたのは全部ちゃんと払われたの。</p>
4番 水流委員	<p>新たに契約してもらった分は支払いをしています。順番に払って、圃場の方も順番に綺麗にしているみたいです。もう地代は要らないから畑にして返してくれというのも、そっちの方もちゃんと畑にして返しているみたいで、今のところちゃんとしています。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第14号のうち、受付番号83号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第14号のうち、受付番号83号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第14号のうち、受付番号83号については、原案のと</p>

	おり決定しました。
議 長	ここで徳永委員の入室を求めます。 (徳永委員入室)
議 長	次に、「議案第15号 非農地証明願いについて」を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、「議案第15号 非農地証明願いについて」を説明いたします。 受付番号5号の申請人は、K・Mさん、I自治会在住の方です。 申請地は田代川原字猪鹿倉6, 552番、地籍は82㎡、地目は台帳畑、現況は雑種地となっています。 14頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>次の受付番号6号の申請人は、K・Mさん、I自治会在住の方です。 申請地は田代川原字小豆6, 682番、地籍は852㎡、地目は台帳畑、現況は山林となっています。 13頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>次の受付番号7号の申請人は、I・Aさん、I自治会在住の方です。 申請地は田代川原字山神添6, 306番1、地籍は1,502㎡、地目は台帳畑、現況は山林となっています。 14頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>次の受付番号8号の申請人は、K・Yさん、I自治会在住の方です。 申請地は田代川原字竹原6, 131番1、地籍は392㎡、地目は台帳田、現況は山林となっています。 12頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>次の受付番号9号の申請人は、I・Sさん、I自治会在住の方です。 申請地は田代川原字猪鹿倉6, 582番2、地籍は152㎡、地目は台帳田、現況は山林となっています。 14頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>次の受付番号10号の申請人は、I・Yさん、I自治会在住の方です。 申請地は田代川原字猪鹿倉上6, 382番3、地籍は77㎡、地目は台帳畑、現況は山林。 次が田代川原字小豆6, 660番2、地籍は464㎡、地目は台帳畑、現況は</p>

	<p>山林となっています。</p> <p>12頁、13頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>次の受付番号11号の申請人は、I・Tさん。I自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字猪鹿倉上6, 370番1、地籍は451㎡、地目は台帳畑、現況は山林となっています。</p> <p>14頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>受付番号5号から11号までの担当調査委員は、11番 元丸委員です。</p> <p>次の受付番号12号の申請人は、M・Sさん、A県在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字中野4, 858番3、地籍は2, 393㎡、地目は台帳畑、現況は山林。</p> <p>次が田代麓字中野4, 862番1、地籍は378㎡、地目は台帳畑、現況は宅地となっています。</p> <p>15頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>この件の担当調査委員は、6番 東郷委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号5号から11号について、11番 元丸委員をお願いいたします。</p>
<p>11番 元丸委員</p>	<p>はい。この5号から11号までの案件は、全て農地中間管理事業に関係するための申請であります。5号のK・Mさんの申請地は道路改良工事の後に出来ました旧道と新道の間に出て来た残地でありまして、面積も小さくて雑草が生い茂っております。6号から11号までの申請地は、集落の山地の方にありまして、周りを雑木林や竹山に囲まれておりまして、耕作不能であると、非農地として認めざるを得ないと判断したところであります。6月16日に事務局3人と貫見委員、私、5人で現地調査をしました。非農地として認めざるを得ないと判断いたしましたのでよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号12号について、6番 東郷委員をお願いいたします。</p>
<p>6 番 東郷委員</p>	<p>報告します。16日に事務局3人と基委員と現地を見ましたけれども、さっき売買の話があったMさんの件と一緒に。山林の方は畑が出来ていた法面がもう山林になった場所です。この宅地の方は、S・Mさんの隣が住宅でしたので、その隣の宅地が畑名義となっていたのを、今、宅地になって倉庫が出来ております</p>

	ので、これも現況を見た限り止むを得ないと皆で判断いたしました。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第12号を採決します。 お諮りします。 議案第12号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第12号 非農地証明願いについては、原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、平成27年6月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

5 番

6 番

議事録調整者 窪 和人